

ジオ・フェスティバル実行委員会規約

第一章 総則

- 第1条 本会は、ジオ・フェスティバル実行委員会と称する。
- 第2条 本会は事務局を、北海道立教育研究所附属理科教育センター（江別市文京台東町4番地）に置く
- 第3条 ジオ・フェスティバルを札幌以外で開催するときは、開催地区に支部を設けることができる。

第二章 目的

- 第3条 本会は、ジオ・フェスティバル、及びこれに付帯する事業について、これを円滑に運営することを目的とする。

第三章 事業

- 第4条 本会は、前号の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) ジオ・フェスティバルの開催
 - (2) 研究・開発等(1)に付帯する事業

第四章 役員

- 第5条 本会は、次の役員をおく。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
 - (3) 監事 1名

第五章 役員の職務・任期及び会議

- 第6条 役員の職務
- (1) 委員長は本会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
 - (3) 監事は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を会議に報告する。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第8条 会議は委員長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 役員の選任に関する事
- (2) 事業計画及び予算に関する事
- (3) 事業報告及び決算に関する事
- (4) 規約その他重要事項に関する事

第六章 会計

第9条 本会の経費は、補助金、協賛金、及び負担金等その他をもって、これを賄う。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第七章 補則

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める事ができる。

付則

1 この規約は、平成17年6月24日より施行する。

2 平成22年7月31日一部改正

平成23年度組織

委員長

木村 方一（北海道教育大学名誉教授）

副委員長

古沢 仁（札幌市博物館活動センター）

宮嶋 衛次（北海道弟子屈高等学校）

事務局長

木下 温（北海道立教育研究所附属理科教育センター）

監事

新川威一郎（札幌市立篠路小学校）

ジオ・フェスティバル実行委員会釧路支部規約

第一章 総則

第1条 本会は、ジオ・フェスティバル実行委員会釧路支部と称する。

第2条 本会は、ジオ・フェスティバル実行委員会の支部組織とする。

第二章 目的

第3条 本会は、ジオ・フェスティバル in Kushiro、及びこれに付帯する事業について、これを円滑に運営することを目的とする。

第三章 事業

第4条 本会は、前号の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ジオ・フェスティバル in kushiro の開催
- (2) 研究・開発等(1)に付帯する事業

第四章 役員

第5条 本会は、次の役員をおく。

- (1) 大会委員長 1名
- (2) 事務局員 3名
- (3) 実行委員 数名

第五章 役員の職務・任期及び会議

第6条 役員の職務

- (1) 大会委員長は本会を代表し、大会会務を総理する。
- (2) 事務局員は大会委員長を補佐し、大会会務を行う。
- (3) 監事は、大会の業務及び会計を監査し、その結果を会議に報告する。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第8条 会議は大会委員長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 役員の選任に関する事
- (2) 事業計画及び予算に関する事
- (3) 事業報告及び決算に関する事
- (4) 規約その他重要事項に関する事

第六章 会計

第9条 本会の経費は、補助金、協賛金、及び負担金等その他をもって、これを賄う。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第七章 補則

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、大会委員長が別に定める事ができる。

付則

- 1 この規約は、平成23年6月24日より施行する。

平成24年度組織

大会委員長	境 智洋	北海道教育大学釧路校
事務局	宮嶋 衛次 石川 孝織	北海道弟子屈高等学校 釧路市立博物館
実行委員	小久保慶一 菊池 亮 桧物 聖 佐久間勝教 伊庭 靖弘 濱本紗由美 () () ()	北海道釧路工業高等学校 釧路市こども遊学館 釧路市こども遊学館 釧路市立大楽毛小学校 北海道大学 北海道教育大学学生 " " "